

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法等事務取扱の制定について

〔 令和 5 年 1 2 月 2 5 日 〕
〔 例規甲（備一外）第 7 8 号 〕

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法等事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 4 号。以下「法」という。）、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成 2 7 年政令第 3 5 6 号）、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行規則（平成 2 7 年国家公安委員会規則第 1 6 号。以下「施行規則」という。）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成 2 7 年国家公安委員会規則第 1 7 号）の施行に基づき、法第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により公告されている国際テロリスト及び大量破壊兵器関連計画等関係者並びに法第 4 条から法第 8 条までに掲げる国家公安委員会から指定又は公告された国際テロリスト（以下「財産凍結等対象者」という。）に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第 2 指定に当たっての協力等

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、国際テロリストの指定に資する情報入手した場合には、自らが得た情報に基づき、警備部警備第一課長（以下「主管課長」という。）に速報するものとする。
- 2 主管課長は、署長の情報に基づき、有効な情報であるものと認められた場合には国家公安委員会の要請にかかわらず、山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の承認後、警察庁に主体的に意見を述べるものとする。

第 3 許可申請を受けた場合の措置

- 1 署長は、財産凍結等対象者から、金銭、有価証券、貴金属等、土地、建物、自動車のほか、電子決済手段、暗号資産、前払式支払手段、手形、小切手、船舶及び航空機（以下「規制対象財産」という。ただし、規制対象財産は、その価額が 1 万 5, 0 0 0 円を超えるものとする。）を取得する行為等の許可申請があった場合には、主管課長に速報するものとする。
- 2 許可申請が郵送によって警察署に到着した場合にも、署長は、主管課長に速報す

るものとする。

第4 許可証の交付等

公安委員会が承認した場合には、財産凍結等対象者に対し、許可証を交付するが、不許可となった場合には、その理由を書面で回答するものとする。

なお、許可証及び書面は、警備部警備第一課で作成するものとする。

第5 許可証の再交付

- 1 許可証の交付を受けた財産凍結等対象者が当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときには、許可証再交付申請書によって行われるが、当該申請を受け付けた署長は、主管課長に速報するものとする。

なお、主管課長は、申請を受けた場合には、速やかに必要な調査を実施するなどして、許可証の再交付までの期間が不当に長期となることのないよう留意するものとする。

- 2 許可証の交付を受けた財産凍結等対象者が法第14条の規定により許可が取り消された場合、又は許可証の再交付を受けた場合等において、亡失した許可証を発見し、又は回復したときは、遅滞なく、その許可証を公安委員会に返納しなければならない。

なお、許可証は、警察署で受領するものとする。

第6 財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限

- 1 法第15条の規定に違反して法第21条の規定による情報の提供又は指導若しくは助言を受けた者が再び法第15条の規定に違反した場合において、更に反復して同条の規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該違反行為をした者の住所地等（日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該違反行為に最も密接な関係がある地）を管轄する都道府県公安委員会は、その者に対し、更に反復して同条の規定に違反する行為をしてはならないことを命ずることができる。

なお、本県の場合において当該命令は、主管課長が指定した警察職員が行うものとする。

- 2 公安委員会は、1の命令を取り消したときは、当該命令を受けた者に対してその旨を書面を送付して通知するものとするが、当該通知は、主管課長が指定した警察職員が実施できるものとする。この場合において、通知の方法は、原則として普通郵便で行うものとする。ただし、通知を受ける者が当該通知の到達の有無を争うおそれがある場合については、配達証明郵便で行うものとする。

第7 特定債権の差押債権者に対する債務の履行の禁止命令

- 1 法第9条第5号に規定する特定債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられた場合において、当該差押えをした債権者（以下「差押債権者」という。）

が法第9条（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れさせる目的で当該差押えをしたと認められるときは、当該財産凍結等対象者の住所地等（日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該差押命令を発した執行裁判所又は当該差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の所在地）を管轄する都道府県公安委員会は、当該特定債権の債務者に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めて、当該差押債権者に対する当該特定債権に係る債務の履行の支払をしてはならない旨を命ずることができる。

なお、本県の場合において当該命令は、主管課長が指定した警察職員が行うものとする。

- 2 公安委員会は、財産凍結等対象者が有する特定債権に対し差押命令又は差押処分が発せられたと認めた場合には、差押債権者が財産凍結等対象者に対して有する債権が仮装のものでないか、当該特定債権の内容、差押債権者と財産凍結等対象者との関係等から、当該差押えが法第9条の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れさせる目的であるかどうかを調査し、1の命令をするか否かを判断するものとする。この場合において、命令の調査については、主管課長が指定した警察職員が調査するものとし、支払禁止命令書等必要な書類を交付し、及び報告書を作成し、公安委員会の承認後、警察庁に報告するものとする。

なお、報告後、書類等に誤りがあった場合には速やかに、主管課長を經由して警察庁に報告するものとする。

- 3 主管課長は、法第16条第1項の財産凍結等対象者が財産凍結等対象者でなくなったとき、又は同項の財産凍結等対象者と差押債権者との関係その他の事情に照らし、当該差押債権者が当該命令に係る債務の履行を受けたとしても当該債務の履行により取得した財産が公衆等脅迫目的の犯罪行為又は大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがないと認めるときは、1の命令を取り消さなければならないものとする。

第8 規制対象財産の仮領置

- 1 財産凍結等対象者が所持している規制対象財産の一部が、法第11条第1項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、当該財産凍結等対象者の住所地等（日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該規制対象財産の所在地）を管轄する都道府県公安委員会は、当該財産凍結等対象者又はこれに代わって当該規制対象財産を管理する者に対し、その該当しない部分の規制対象財産の提出を命じ、提出された規制対象財産を仮領置することができる。

なお、本県の場合において当該命令及び仮領置は、主管課長が指定した警察職員が行うものとする。

2 財産提出命令は、規制対象財産提出命令書を交付して行うものとする。規制対象財産の提出を受け、これを仮領置した警察職員は、当該仮領置に係る規制対象財産を提出した者に対し、仮領置書を交付するものとする。

なお、規制対象財産提出命令書若しくは仮領置書を交付し、又はこれの受領を拒否された場合には、その状況等に関する報告書を作成するものとする。また、規制対象財産を提出した者が、財産凍結等対象者に代わって当該規制対象財産を管理する者である場合には、財産凍結等対象者の権利保護の観点から、その者の所在が判明している場合に限り、同人に対しても仮領置書の写しを送付するものとする。この送付の方法は、原則として、普通郵便で行うものとするが、送付を受ける者が当該仮領置書の到達の有無を争うおそれがある場合にあっては、配達証明郵便で行うものとする。

3 仮領置した財産の返還は、仮領置財産返還受領書と引換えに行うものとする。

第9 資料の提出等の求め及び立入検査

1 公安委員会は、許可又は仮領置の判断に当たっては、財産凍結等対象者が所持する財産の価額、所在地等を把握する必要があるため地方公共団体の長、関係のある公私の団体その他の関係者に対する資料の提出その他必要な協力を求めるほか、財産凍結等対象者が所有し、又は占有する不動産への立入検査をすることができる。

2 立入検査又は関係者への質問を行う場合には、主管課長が指定した警察職員が実施するものとする。

3 立入検査又は関係者への質問は、原則として、早朝又は深夜には行わないものとする。ただし、緊急に立入検査等を行う必要があると認められる場合は、この限りでない。

4 立入検査又は関係者への質問をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示するものとする。

5 立入検査又は関係者への質問を実施したときは、事後において報告書を作成及び保存するものとする。

6 立入検査又は関係者への質問は調査の手段であり、その実施は、財産凍結等対象者の財産の凍結等の措置の実施のため必要があると認めるときに限るものとする。

7 法第19条の規定による報告又は資料の提出の求めで調査目的が十分に達せられる場合には、立入検査は実施しないものとする。

第10 国家公安委員会への報告

公安委員会は、法第23条及び施行規則第37条に規定する事由が生じたときは、同規則第38条に規定する事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この報告は、警察文書伝送システムにより主管課長から警察庁警備局警備企画課長宛てに行うものとする。

第11 損失補償

損失の補償は、これを受けようとする者からの損失補償申請書の提出を受けてから要件該当性のほか、受けた損失の程度、損失を受けた経緯等の事情を総合的に考慮して判断するものとする。

第12 その他

本要領により使用する各書類の様式については、施行規則及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則に規定する様式を用いるものとする。